

公売公告兼見積価額の公告

塩谷町告示第 181 号

令和 8 年 9 月 17 日

塩谷町長 見形 和久

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。
記

公売財産の種類		不動産
公売財産、公売保証金 及び見積価額		別紙のとおり
公 売 の 方 法 日 時	入札	インターネット公売による期間入札
	参加申込期間	令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 1 時から 令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 11 時まで
	入札期間	令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 1 時から 令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 1 時まで
	開札日時	令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 2 時
公売場所		KSI 官公庁オークション
最高値申込者の決定 日時		令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 2 時
売却決定日時		令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時
売却決定場所		塩谷町役場 税務課
買受代金納付期限		令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 2 時 30 分
買受人についての資 格その他の要件		塩谷町インターネット公売ガイドラインのとおり
そ の 他	1 見積価格に達した入札等がなかった場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。 2 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 3 取得した公売財産には、固定資産税及び不動産取得税が課税されます。	
備 考	配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を塩谷町長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、塩谷町役場税務課に用意してあります。	